

(平成22年10月6日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山梨地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の平成11年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和49年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成11年3月

平成9年4月から産休育休代替教員の立場で、県の臨時職員として勤務し、学校が変わる度に国民年金と厚生年金保険の加入及び脱退を繰り返した。厚生年金保険から国民年金への切替手続は自分か親が役場で手続をしていた。結婚前には役場で自分の年金記録を確認し、後日電話で未納期間が無いことを再度確認したはずなのに、申立期間が未納とされていることは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、学生であった加入当初の時期を除いて、平成7年4月からの学生免除手続を行って以降の国民年金加入期間について、申立期間の1か月間を除き保険料をすべて納付しており、度々自身の年金記録の確認を行うなど年金制度に対する理解があり、納付意識が高いことがうかがわれる。

また、申立人の厚生年金保険から国民年金への切替手続は、申立期間以前に1回、申立期間以後に5回、合計6回にわたり申立期間を除くすべての切替手続が適切に行われ、3か月以内には保険料も納付されていることから、申立期間のみ保険料を納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立人は、切替手続のために役場職員が厚生年金保険の被保険者期間を確認したメモを所持しており、その記載内容から、申立期間が国民年金加入期間として認識されていたことがうかがえるにもかかわらず、手続の際に納付した期間以外に未納期間は無いと役場職員が申立人に説明していることを踏まえると、申立期間の保険料が納付されていたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）における資格取得日に係る記録を昭和38年5月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年5月21日から同年6月1日まで

私は、昭和38年5月21日付けでC社からA社へ出向となった。しかし、A社での厚生年金保険の資格取得日は、同年6月1日となっていることに納得がいかない。申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の従業員名簿及び雇用保険の記録から判断すると、申立人はC社及び関連会社であるA社に継続して勤務し（昭和38年5月21日にC社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和38年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立人の資格取得日を昭和38年5月21日とするべきところを誤って同年6月1日として届け出たとしていることから、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和20年9月30日から22年6月1日までの期間について、申立人は厚生年金保険の被保険者であったと認められることから、A社B事業所（現在は、C社）における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（20年9月30日）及び資格取得日（22年6月1日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年9月30日から22年6月1日まで
② 昭和22年12月16日から25年4月1日まで
③ 昭和32年10月16日から34年9月16日まで

昭和18年4月1日にA社B事業所に採用され、終戦を経て、25年4月まで継続して勤務した。その後、26年8月から34年9月まではD社で勤務した。両社とも給料から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、オンライン記録では、A社B事業所において昭和18年4月1日に厚生年金保険の資格を取得し、20年9月30日に資格を喪失後、22年6月1日に同社において再度資格を取得しており、20年9月から22年5月までの期間の被保険者記録が無い。

しかし、申立期間①について、申立人のA社B事業所における終戦直後の勤務状況や事実経過に係る供述内容には具体性がある上、申立人から提出された同社同事業所で申立人に支給された昭和21年上期賞与の支給明細書（支給月21年6月）から判断すると、申立期間①において同事業所に勤務していたことが推認できる。

一方、A社B事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿には整理番号の記載は無く、申立人が昭和20年9月30日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した記載があるものの、その後、オンライン記録によると、22年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を再取得しているが、その記載がある厚生年金保険被保険者名簿は見当たらない。

また、昭和 22 年 6 月 1 日に作成されたと思われる A 社 B 事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿においても、整理番号の記載は無く、資格取得日順に記載されていない上、申立人の資格取得日は 18 年 4 月 1 日、資格喪失日は 22 年 12 月 16 日と記載されている。

さらに、上記名簿の申立人の前後に記載されている者の多くは、記載された資格取得日以後の記録が継続しているが、申立人の記録は途切れているなど不明な点も多く、申立人に係る年金記録が社会保険事務所において適正に記録管理されていたとは言い難い。

これらを総合的に判断すると、申立期間①において、申立人は厚生年金保険の被保険者であったと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②について、申立人は、「昭和 24 年秋に E 発電所第 2 号発電機の水圧鉄管の溶接作業のため出張し、この仕事を最後に 25 年 3 月末日、A 社 B 事業所を退職した。」として出張時の様子を詳細に供述している。

しかし、E 発電所を管理運営する F 庁は、「E 発電所第 2 号発電機は昭和 22 年 6 月 30 日完成である。また、水圧鉄管工事が完成しないと発電機は機能しない。」と回答している。

また、当該事業所の事業を引き継いだ C 社は、「当時の資料が残っていないため、申立人の在職の有無を含めすべて不明である。」と回答していることから、申立期間②における給与からの厚生年金保険料の控除は確認できない。

申立期間③について、申立人は、「昭和 26 年 8 月 1 日から 34 年 9 月 16 日まで継続して D 社に勤務していた。」と主張しているが、元同僚は、「申立人が 32 年 10 月に私と同時に退職したことは間違いない。」と証言している。

また、申立人は、「昭和 32 年 10 月に多くの人々が退職したが、自分は特殊技能があったため再雇用され、以後は臨時雇いのような身分だったかもしれない。」と供述している上、当該事業所は既に廃業しており、同僚への聴取においても、申立期間に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料及び証言を得ることができない。

このほか、申立期間②及び③における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準賞与額を34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月8日

平成16年7月に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、オンライン記録に賞与の記録が無いので、申立期間の賞与の標準報酬記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した平成16年7月8日に支給された賞与明細書から、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、申立人が提出した賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しておらず、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していなかったことを認めて

いることから、その結果、社会保険事務所（当時）は申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年3月から54年3月までの期間、同年6月から55年4月までの期間、56年1月から同年10月までの期間及び57年5月から58年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年3月から54年3月まで
② 昭和54年6月から55年4月まで
③ 昭和56年1月から同年10月まで
④ 昭和57年5月から58年3月まで

ねんきん特別便によると、納めたはずの国民年金保険料が未納とされていた。昭和58年3月末から4月ごろ、国民年金の加入手続とともに、未納期間の保険料をA区役所B出張所窓口で一括納付したので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和58年3月末から4月ごろ、国民年金の加入手続とともに、未納期間の保険料をA区役所B出張所窓口で一括納付したと主張しているが、申立期間①及び②の保険料については、時効により納付できず、特例納付実施時期でもない。

また、申立期間③の保険料については、国民年金加入時点において、過年度保険料であり、A区役所現国民年金担当者は、「過年度保険料の納付希望者には窓口において納付書は作成したが、過年度保険料は社会保険事務所（当時）扱いであり区役所窓口では収納できなかった。」と証言している。

さらに、申立期間④の保険料の納付方法について、申立人は、他の申立期間と一括で約23万円納付したと主張しているが、上記のとおり、申立期間①から③について、区役所窓口で納付したとは認め難く、申立期間④の保険料については5万7,420円となることから、申立人の主張には齟齬がある。

加えて、国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情もうかがえない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 3 月 9 日から 39 年 3 月 20 日まで
② 昭和 39 年 3 月 21 日から 40 年 12 月 22 日まで
③ 昭和 41 年 3 月 1 日から 42 年 10 月 1 日まで

昭和 42 年*月*日に結婚後、半年くらいして夫の事業を手伝うために退職した。2年後にA町に工場と新居を建て、脱退手当金が支給されたという時期は、大変忙しい時期で、自分名義の通帳も持っていなかった。脱退手当金をもらっていないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が脱退手当金を受給した複数の事業所の厚生年金保険被保険者番号は同一であり、申立人の厚生年金保険脱退手当金支給報告書では、申立人に対して脱退手当金を支給したことを示す資格期間、支給金額及び支給年月日の記載が確認できる上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無い。

また、婚姻直後に、厚生年金保険被保険者番号払出簿及び被保険者原票の申立人の姓は正しく変更されており、脱退手当金の請求は、変更後の氏名で行われている上、厚生年金保険被保険者番号払出簿には「46. 7. 27」の記載とともに「脱B」の印が押されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人は、退職後は夫の事業を手伝い、再就職して厚生年金保険に加入する意思は無かったとしており、脱退手当金受給当時には、国民年金にも加入していなかったことから、申立人が、脱退手当金を受給することに不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当

金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 9 月 1 日から 47 年 11 月 1 日まで
昭和 46 年から A 町（現在は、B 町）の C 事業所に勤務していた。友人と一緒に同じ条件で勤めていたのに、彼女の厚生年金保険被保険者記録は有るが私の記録が無いことに納得がいかないのので、調査して厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が C 事業所に勤務していたことは、勤務期間の特定はできないものの複数の元同僚の証言により推認できる。

しかしながら、適用事業所名簿によると、C 事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 47 年 9 月 1 日であることが確認でき、申立期間のうち 46 年 9 月 1 日から 47 年 9 月 1 日までは適用事業所となる前の期間であることが確認できる。

また、申立人は、「昭和 47 年 12 月 1 日に開店する姉の店を手伝うため同年 10 月一杯か 11 月半ばで退職し、D 町（現在は、E 市）で国民年金に加入した。」と供述しており、国民年金手帳記号番号払出簿から申立人の国民年金手帳記号番号が、同年 11 月 20 日に払い出されていることと符合しているが、申立人は、同年 4 月にさかのぼって国民年金保険料を納付していることから、申立期間のうち同年 4 月から 10 月までの期間について厚生年金保険に加入していた認識が無かったものと考えられる。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番は無い上、当時の事業主夫婦は既に死亡しており、厚生年金保険の適用及び申立人の給与からの厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料や証言を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月 2 日から 58 年 9 月 1 日まで

私が昭和 48 年に A 社（現在は、B 社）に入社したときの給与は、総支給額で 10 万円以上あったと思う。

また、算定基礎届及び月額変更届等による標準報酬月額の変更額が、確実に少ないと思うので、確認して訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「厚生年金保険被保険者資格取得時の標準報酬月額が、実際より少ない。」と主張しているが、C 社（B 社の人事担当をしている法人）に残存する「定例給与体系」（昭和 48 年 7 月 1 日現在）によれば、A 社の初任本俸は、学歴により決定されていることが確認できる上、同社 D 支店で、申立人と同日に厚生年金保険被保険者資格を取得した同学歴の者の標準報酬月額は、申立人と同額であり、聴取した複数の男性同僚の記憶している給与額は、その者の標準報酬月額とほぼ一致していることから、申立人の標準報酬月額のみが、同僚と比較して不当に低額であるという事情は見当たらない。

また、申立人は、「算定時の標準報酬月額の等級の上昇が少ない。」と主張して申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録での申立人の標準報酬月額の増額幅は、その同僚と比較して不自然なところは見当たらない。

さらに、申立人は、「昭和 50 年ごろ購入した 10 万円の眼鏡が、当時の自分の 1 か月分の給与だった。」と証言していることから、この当時の標準報酬月額の記録が、実際に支給されていた給与額と大きくかい離していたとは言い難い。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、標準報酬月額が遡及して訂正された痕跡は認められない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。